

豊中市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第57条の2に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給申請において、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「規則」という。）第27条の17の規定により手続きを省略すること（以下「手続の簡素化」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(簡素化の対象となる手続き)

第2条 世帯主がこの要綱の施行の日以後に規則第27条の16に規定する高額療養費支給申請書（以下、「申請書」という。）を提出した場合であって、手続きの簡素化を希望した場合、当該世帯主は以降の申請書の提出を省略することができる。

(支給決定)

第3条 市長は前条の規定により申請書の提出を省略した場合においても、高額療養費の支給に該当する月があるときは、当該月ごとに支給決定を行い、世帯主に通知を行うものとする。

(手続の簡素化の停止)

第4条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、手続の簡素化を停止することができる。

(1) 世帯主に資格の異動があった場合

(2) 当該世帯主がこの要綱の施行の日以後に提出した申請書において指定した金融機関の口座に支払いができなかった場合

(3) 国民健康保険料の滞納がある場合

(4) 申請書の内容に偽りその他不正があった場合

2 前項第2号から第4号までの規定により、手続の簡素化を停止した場合であって、これらの各号に掲げる場合に該当しなくなったときは、停止を解除するものとする。

(その他)

第5条 前各条に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。